

退職後の健康保険について 退職後に手続きが必要な場合があります

退職される際に75歳未満で後期高齢者医療保険に加入されていない方は、①任意継続健康保険②国民健康保険③ご家族が働く事業所で加入している健康保険の被扶養者の、いずれかに加入する手続きが必要です。
詳しくは左の表の手続き先までお問い合わせください。

■問／国保年金課 ☎525-3735



加入先	任意継続健康保険	本市の国民健康保険	ご家族が働く事業所の健康保険(被扶養者)
手続き先	勤務先にご確認ください。	国保年金課 各支所・茂庭出張所 ※詳しくは国保年金課にご確認ください。	ご家族の勤務先にご確認ください。
加入条件	退職後20日以内に手続きが必要 ※手続き先にご確認ください。	退職後に任意継続健康保険やご家族が働く事業所の健康保険(被扶養者)に加入しない方。 ※本市に住民登録がある方。 ※在職中の健康保険の資格喪失証明書が必要です。	ご家族が加入している健康保険の扶養の条件を満たす必要があります。 ※ご家族の勤務先にご確認ください。
保険料(税)の計算など	おおよそ、在職中に給与から控除されていた保険料の2倍。 加入期間中(最長2年)保険料は変わりません。 ※手続き先にご確認ください。 ※被扶養者の保険料負担はありません。 ※扶養要件の調査がされる場合があります。手続き先へご確認ください。	①所得割(国民健康保険加入者の前年中の所得金額の合計から算定される金額) ②均等割(加入者1人当たりにかかる金額) ③平等割(加入者世帯当たりにかかる金額) ①～③の合計額で決定します。 ※扶養の考え方はありません。 加入者全員の所得、人数により算定されます。 ※前年中の全ての所得で算定されますので、退職後に収入がなくなった場合も所得割が算定されることがあります。 ※税率は毎年度変更になる場合があります。 ※保険税の試算は市ホームページでも可能です。 6月末までは前年中の税率で試算するため確定額ではありません。実際の税額は試算額よりも高くなる場合がありますのでご注意ください。	被扶養者の保険料負担はありません。 ※扶養要件の調査がされる場合がありますので手続き先へご確認ください。
自己負担	3割(70～74歳の方は手続き先へご確認ください。)	3割(70～74歳の方は国保年金課へご確認ください。)	3割(70～74歳の方は手続き先へご確認ください。)



「花の写真館」から発信します ふくぶんを

■問／文化振興課 ☎525-3785
☎536-2128

ふくぶんプロジェクト 第5弾
ジャズの音色に酔いしれる
「ミュージックCafé×花の写真館」
無料

■とき／12月18日(土)午前10時～午後6時
■ジャズコンサート 第1部…午後2～3時
第2部…午後5～6時

■ところ／花の写真館(写真美術館)
■内容／ジャズの演奏のほか、当日は「花」と「クリスマス」をテーマにした展示やワークショップ、雑貨類の販売、特別フードメニューの提供やカフェスペースなど内容盛りだくさんです。
■出演者／[As3](ピアノ・ベース・ドラム・ボーカル・フルート)
■定員／1部・2部それぞれ40人(抽選)
■申込方法／12月1～9日までに福島市オンライン申請か電話、または①氏名②電話番号③住所④希望の部(1部・2部)を明記の上、文化振興課までファクスで
■駐車場／台数に限りがありますので、乗り合わせや公共交通機関の利用にご協力ください。



「花の写真館」主催事業 無料

■「懐かしの映画ポスター展」
■とき／11月27日～12月15日
■内容／12月1日の映画の日にちなんで、昭和の映画ポスターと映画絵看板を展示
■土偶の顔写真展
■とき／令和4年1月6～25日
■内容／市内で出土した土偶の顔写真の展示など

■「国際写真サロン」(巡回展)
■とき／令和4年1月21～27日
■内容／国内外のプロ・アマの作品を多数展示